

東京第一会計ニュース

2019(平成31)年1月1日発行

No. 109
CONTENTS

新年のご挨拶

第40回 末広会総会のご案内

顧問先紹介【株式会社 庭坊】

消費税率引き上げ

ひまわり会・雑学セミナーのご報告

健

いしづえ

迎春

二〇一九年



新年のご挨拶



税理士 塩畑 契之



謹啓財務省様

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年10月いよいよ消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。消費税税率の引き上げを目前にして、財務省様に申し上げたいことが2つあります。

中小零細事業者いじめでしょうか

昨年10月27日に財務省がまとめた資料によりますと、軽減税率導入によって減少不足する税収は年間1兆円とされています。そのうちの7千億円は、低所得者層への介護医療負担軽減処置の取りやめ、サラリーマンへの増税、たばこ税の増税などで補填の目途がついています。残る3千億円については補填目途がついていませんでした。これに対して財務省様は驚きの試算案を出してきました。足りない3千億円のうち2千億円程度は、消費税免税事業者が課税事業者に転向することによって生ずる税収増で賄えるとのことです。

2021年からいわゆるインボイス方式が導入され、支払いにかかる消費税を100%仕入税額控除するためには、支払先が適格請求書（インボイス）を発行できる、登録課税事業者でなければなりません

高齢者いじめでしょうか

財務省財政審議会が、社会保障費の抑制及び高齢者に対する負担増を求める意見をまとめました。内容はおおむね次の通りです。

①最新の医薬品や医療技術について、医療財政への影響を考慮して保険適用の可否を判断する。

②湿布薬など市販医薬品と同じ成分の薬については、自己負担比率を引き上げる。

③現役並み負担（3割負担）となる後期高齢者の所得基準を拡大し、所得水準だけでなく、所有する資産の状況も考慮して負担率を決定する。

消費税の増税は「社会保障と税の一体改革」を目的として、安定した社会保障制度の維持のために行われるのではないかたのでしょうか。消費税は上がります、社会保障は切り捨てます。

財務省様、何かお間違えではないでしょうか。

山手線の新駅名が「高輪ゲートウェイ」に決まりましたが、本年が皆様にとりまして、大いなる未来へのゲートウェイイヤーとなりますよう、東京第一会計も一生懸命頑張ってまいります。

本年もよろしくお願ひいたします。

ん。同一の商品を取引しても、相手が免税事業者であれば消費税の控除ができないこととなり、結果的に免税事業者が取引から排除される可能性が指摘されてきました。取引からの排除が懸念される免税事業者保護の施策が求められていたのに、財務省様の考え方は、取引から排除されるのがいやだったら、課税事業者となつて消費税を納めなさいとの立場です。消費税の免税事業者制度とは、中小零細事業者の納税事務負担等に配慮するための制度であつたはずです。財務省様、何かお考え違いをなさつておられませんでしょうか。



税理士 長崎 進



新年明けましておめでとうございます。謹んでお喜び申し上げます。

昨年も自然災害の多い年でした。各地の地震をはじめ洪水など被災地の方々並びに関係者の方々には心からお見舞い申し上げます。

何だか日本にあつたはずの四季というものがなくなってきた様がします。春と秋は何処かへ行ってしまった様です。気候変動は、全地球規模で起きていることなので、全地球規模での対応が必要なのでしょうね。

景気は回復しているとマスコミ等で発表されていますが、実感の伴わない1年でした。確かに世の中動いてきてはいるようですが、その結果としての実入りを実感できていません、というのが実状ではないのでしょうか。自分には地に足のついたものには思えません。

暗い話題の多い中でも、昨年は冬季オリンピックのメダル報道に喜びを感じました。個人的には、カーリングの「そだねー」が気に入つて何かあると使わせて頂いていました。やはり日常生活で「そだねー」で済んでいるうちは平和ですね。

そんな中迎えた2019年ですが、残念ながら希望に満ちた年とは言い難いものになってしまいそうです。政治に対する不安、将来に対する不安、様々な不安を持ちつつ迎えた年の様に感じます。

新年早々明るくない話題で申し訳ございませんが、生き残りをかけた戦いはまだまだ続きます。私ども東京第一会計職員は、メダリストの様な活躍は出来ないかも知れませんが、少しでも皆様の頑張りをお手伝いすべく、努力してまいります。本年もよろしくお願ひ申し上げます。



税理士 近藤 勝美

新年を迎えて謹んでお慶び申し上げます。

平成14年6月政府税制調査会は「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を打ち出しました。その中で、「仮に、将来、消費税率の水準がヨーロッパ諸国並みである二桁税率となつた場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用が検討課題となる。」と、言っています。軽減税率の妥当性については、イギリスの付加価値税のように、食料品や家庭用水道水は0%、家庭用燃料および電力は5%といつた水準がふさわしいと思います。

軽減税率を導入すると、どうしても標準税率を引き上げざるを得なくなります。税制調査会のいう「二桁税率とは、10%ではなく、もっと高い消費税率を指していると思われます。

ところで、昨年の流行語大賞は、カーリング女子日本代表でメダルを獲得したLS北見の「そだねー」が選ばされました。緊迫した試合の中で聞かれるこの言葉には、のんびりして癒される感じを受けました。「そだねー」は、今後も癒しの場面で使われて欲しいと思います。

「消費税、もっと上げてもいいよねー。」「そだねー」



こんな場面で使われる事がないように、税制や税務行政について注視する必要があると思います。

東京第一会計は、皆様のお役に立てるよう職員一同努力します。

第40回 末広会総会のご報告

末広会は発足40年を迎えるました。これもひとえに会員の皆様方、そして会の運営にご尽力いただきました世話人の皆様方の厚いご支援の賜物と深く感謝しております。

平成30年10月3日、ハイアットリージェンシー東京にて第40回末広会総会を開催いたしました。今年多くの方にご参加いただき、誠にありがとうございました。

第一部運営会では、末広会会長の日本デジタルデザイン株式会社 代表取締役 迫田勲様よりご挨拶いただきました。続いて税理士



末広会会長 迫田 勲 様



第40回 末広会総会

第二部記念講演では株式会社湯佐和 代表取締役 湯澤剛氏をお迎えし、「朝の来ない夜はない。あきらめなければ必ず道は拓ける。「負債40億円からの挑戦」という演題でご講演いただきました。平成11年に創業者であつたお父様の急逝により40億円を超える負債のある会社を引き継がれてから、16年かけてほぼ完済するまでの苦悩とその解決策につ



懇親会 クイズ大会の様子

法人 東京第一会計を代表して税理士 塩畑契之より来年の消費税増税とともに軽減税率と適格請求書についてお話をさせていただきました。

その後、末広会事務局長より活動報告・収支報告をさせていただき、会場の皆様よりご承認を賜りました。

いて、実体験に基づいた生のお話をお聞きすることができました。

次ページに講演内容の一部を紹介しておりますので是非ご一読ください。

第三部懇親会では、講師の湯澤氏にもご参加いただき、テーブル対抗のクイズやじゃんけん大会なども行い、大いに盛り上がりました。業種、年齢の垣根を越えて会員の皆様方の交流が広がり、盛会のうちに会を終了することができました。

今後も末広会が皆様の情報交換や交流の場となるよう努めてまいりますので、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

記念講演

『朝の来ない夜はない。』

あきらめなければ必ず道は拓ける。

（負債40億円からの挑戦）



講師 湯澤 剛氏

従業員の士気も下がり、売上も低迷していました。会社を引き継いで一年三ヶ月、どん底で苦悩していましたが、このままで自分自身、ひいては家族も崩壊してしまったという恐怖心から覚悟を決め、頑張る期間を5年とし、その期間は迷わず全力で取り組むことを決めました。

具体的には、ターゲットを中高年男性の日常使いに絞り込み、限られた時間と資源を投入して、戸塚店を改装しました。メニューや接客方法なども改良した結果、売上と利益を大幅に増加させることに成功しました。この成功モデルを元に、3カ月に一店舗のペースで他店舗も改装し、平成18年12月には居酒屋部門での過去最高利益を計上することができました。

大学卒業後、キリンビール株式会社に入社し順風満帆のサラリーマン人生を送っていた湯澤氏でしたが、36歳となつた平成11年に神奈川県を中心に33店舗を開拓する飲食店チエーンの創業社長であつたお父様が急逝。金融機関と従業員の強い要請を受け経営を引き継ぎました。そのころ、会社の年商は20億円ありました。金融機関からの借入金も40億円ありました。月々の返済額は3千万円になり、借金完済まで80年かかると言わっていました。

また、組織体制もボロボロで、ほとんどがアルバイトで店長は2人のみ。毎日資金繰りに追われ、国税局や仕入先・銀行などを回ることに忙しく店舗を放置した結果、

いう思いが込められています。

16年でほぼ借金を完済することができますが、振り返ってみて重要だと思ったことを、3点お話ししていただきました。①当面策と根本策の並行。緊急業務に追われても、抜本的な業務改革も進めていくこと。②経営者があきらめないこと。状況は変えられないものもあるが受け取り方を変えることはできる。起ることはすべては自分の行動や考え方が原因という意識を持ち、他人に感謝し、プラス思考であきらめずに繰り返し取り組むこと。③財務の取り組みと金融機関。収入と支出のバランスをとり、地域金融機関と信頼関係を築き、つきあつていくこと。この3点です。

最後に、今後日本の人口減少と高齢化社会の進展により市場縮小による競争激化、同質化と労働力人口の激減が問題になると予想されました。その結果、働く人に選ばれる企業のみが存続可能になるため、これからは働く人を大事にし、自社の強みに特化し、その道を徹底的に極めた中小企業の時代になっていくでしょう。と講演を結ばれました。



2018年10月15日の臨時閣議で、安倍総理は2019年10月に消費税率を8%から10%に引き上げることを表明しました。

そこで今回は、消費税率が10%へと引き上げられた後ににおいても「経過措置」として旧税率の8%が適用される取引と、「軽減税率」として消費税率が8%のまま据え置かれる飲食料品や新聞についてQ&A方式でご紹介させていただきます。

Q

質問1



▼経過措置 Q&A▼

A

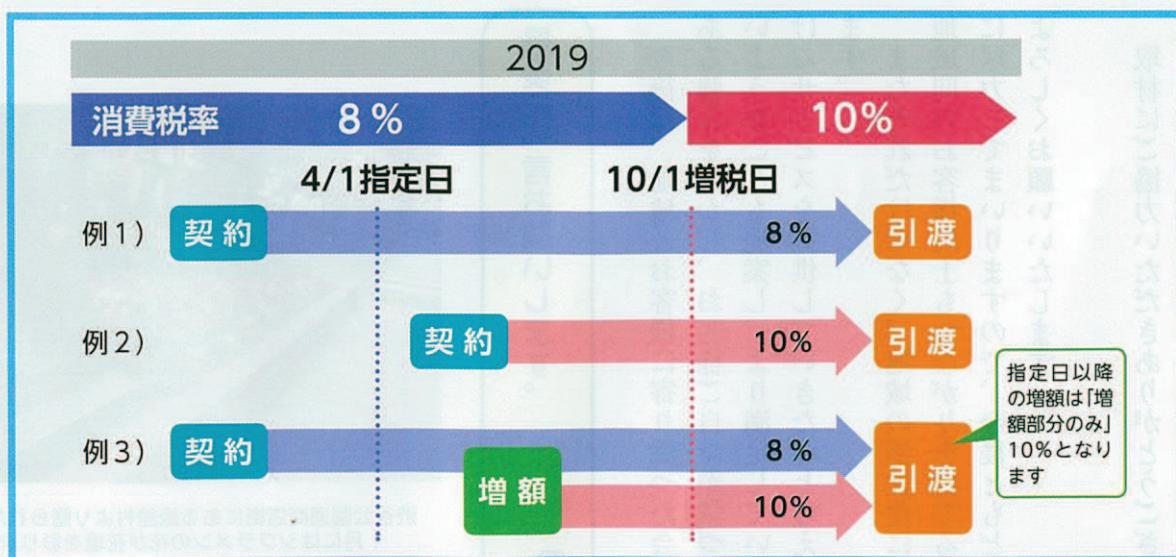
下図の線表でご説明いたします。

例1のように、工事の請負契約は2019年3月31日までにしましたが、完成引き渡しが2019年10月1日以降であつた場合は、工事代金が消費税率8%になります。

例2のように、工事の請負契約が2019年4月1日以降で、完成引き渡しが2019年10月1日以降であつた場合は、工事代金が消費税率10%になります。

新築住宅を購入します。
2019年10月頃に完成引き渡し予定ですが、工事代金の消費税率は何%ですか？
税抜の工事代金が3,000万円だとすると8%で240万円、10%で300万円の消費税がかかります。消費税率8%と10%で60万円も違うので売主としても買主としても気になるところです。

消費税引き上げ 8%から10%へ



出典：全国建設労働組合総連合



工事請負契約によつて支払う外注費については質問1と同様に経過措置の適用があります。

2019年9月30日までに引き渡しを受けたものは消費税率8%、2019年10月1日以降に引き渡しを受けたものは消費税率10%になります。

2019年9月30日までに引き渡しを受けたものは消費税率8%、2019年10月1日以降に引き渡しを受けたものは消費税率10%になります。

A

工務店を営んでいます。工事をする際の材料費や外注費については経過措置の適用はありますか？

Q

質問2



■消費税軽減税率制度の対象品目

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

- ①飲食に用いられる設備(椅子・テーブルなど)のある場所において。
- ②飲食料品を飲食させるサービス



- 持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う飲食料品
- ・牛丼屋のテイクアウト
 - ・コンビニの弁当(※)
- ※イトインスペースで飲食する場合は標準税率となります。



外食

- ・牛丼屋などの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

酒類



飲食料品

(食品表示法に規定する食品)

出張料理など



有料老人ホーム等で提供される飲食料品



一体商品



1万円(税抜)以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品
医薬部外品等

出典：中小企業庁

新聞とは、一般社会的事実を掲載する定期購読契約に基づくもので、週2回以上発行されるものをいいます。スポーツ新聞や業界紙についても定期購読契約に基づくもので、週2回以上発行されるものであれば含されます。

軽減税率

Q & A

質問3



2019年10月1日から消費税率10%になるときに軽減税率が導入され、消費税率8%のままになるものがあるということですが、どのようなものが軽減税率の対象品目なのでしょうか？

A

軽減税率の対象品目は、大きく分けて飲食料品と新聞です。飲食料品からは、外食やケータリング等は除かれます。



Q 2019年10月1日以降にスーパーで購入するビールなどの酒類にかかる消費税率は、10%なのでしょうか？

A 酒税法に規定する酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品については、軽減税率の対象品目である飲食料品から除かれています。したがって、ビールなどの酒類はスーパーなどで購入しても消費税率10%になります。

なお、ノンアルコールビールや甘酒（アルコール度数が1度未満のもの）は酒税法に規定する酒類に該当しませんので飲食料品に該当し、消費税率8%になります。

「テイクアウトをします」と言って、店内で飲食したら消費税率8%でよいのかと考える方も多いでしょう。

飲食店がどのように対応するのかは今後の課題です。



外食は軽減税率の対象からはずれていますが、ファーストフード店でハンバーガーなどテイクアウト（持ち帰り販売）をした場合はどうなりますか？

A テイクアウトをした場合は、軽減税率の対象品目の飲食料品に該当し、消費税率8%となります。

テイクアウトか否かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法により判定することになっています。

○ ファストフード店



○ イートインスペースのあるコンビニエンスストア



- 飲食に用いられる設備であれば、「飲食設備」に該当する。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」は軽減税率の対象である。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」か否かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法により判定する。

質問6

Q

店内で飲食をすることができるパン屋を営んでいます。

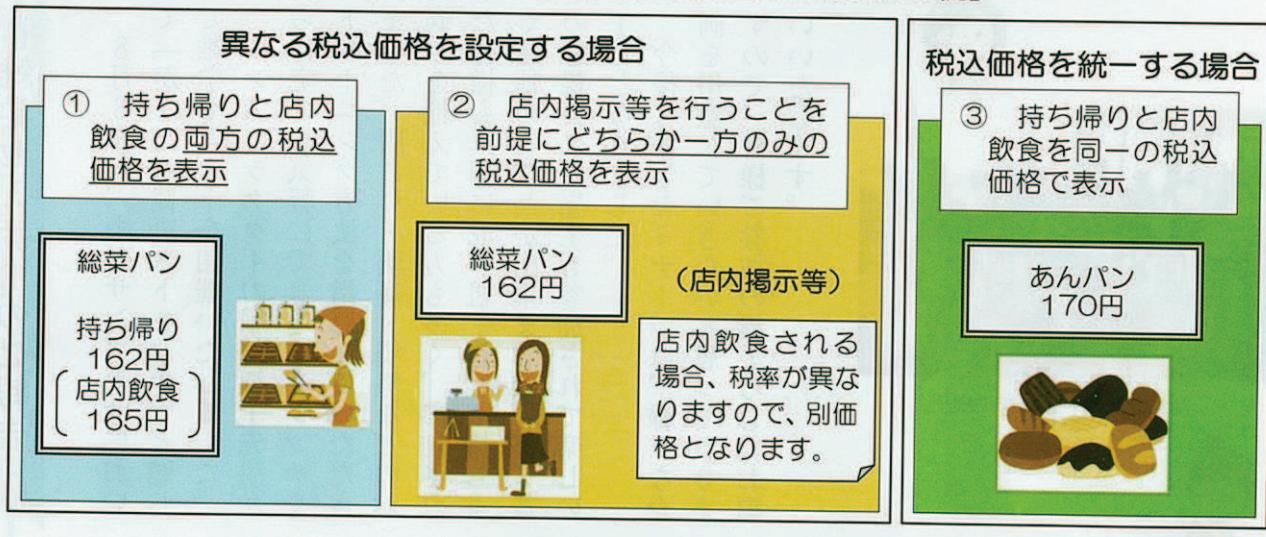
消費者が店内で飲食をした場合は消費税率10%に、テイクアウトをした場合は消費税率8%になるということですが、商品の価格の表示はどのようにしたらよいですか？

A

消費税の課税事業者が、消費者に対して商品の価格を表示する場合は、税込価格を表示することが義務付けられていますが、2021年3月31日までは、税抜価格による表示も認められています。

下図①のように、店内で飲食をする場合とテイクアウトをする場合の両方の税込価格を表示する方法や、②のように、店内に掲示を行えばどちらか一方の税込価格を表示することができます。他にも③のように、税込価格を統一してしまい、店内で飲食をする場合でもテイクアウトをする場合でも同一の税込価格にして表示する方法などがあります。

【イートインスペースがある小売店の価格表示の例】



出典：国税庁

軽減税率制度が開始すると、経理の方は会計処理をする際の入力業務が煩雑になることが予想されます。

1枚のレシートを見て8%なのか10%のかを区別する必要があります。また、1枚のレシートの中に8%部分と10%部分が混在することもあり、それぞれの税率ごとに仕訳を切ることになります。

消費税率が10%になり、事務負担や費用負担が増加する中、売上の価格に転嫁できればよいですが、売上の価格に転嫁できない事業者は今以上に経営が苦しくなります。

軽減税率制度は線引きが難しい事例が多いので、今後も混乱が生じると思われます。

国税庁は、ホームページで消費税の軽減税率制度に関するQ&Aを度々更新しています。

今後も情報が更新されたら、皆様にお伝えしていきたいと思います。



第21回ひまわり会のご報告



長瀬ライン下りの様子

6月28日、「心を癒すパワースポット巡り」と題したバスツアーを開催いたしました。秩父神社は本殿の四面に見事な彫刻が施されており、それぞれの面に違う意味とご利益があるとされ、宝登山神社はその名の通り金運上昇・商売繁盛・災難よけのご利益があると言われています。

また、長瀬ライン下りや、天然水で作る人気のかき氷も味わい充実した1日を過ごしました。

次回は、31年1月23日に新年会を予定しております。

皆様のご参加をお待ちしております。



簡単健康ストレッチの様子

8月8日に、中野サンプラザにおいて「かんたん健康ストレッチ」と題して雑学セミナーを開催いたしました。

インストラクターの服部智子先生から自宅でも気軽にできるストレッチやトレーニング方法を指導していただきました。肩こり・腰痛・姿勢などのお悩みを抱えている方も多く、参加された皆様も真剣に取り組まれ、気持ちよく運動することができました。終了後の懇親会には先生も参加されて楽しい1日となりました。

今後も雑学セミナーでは、様々な企画を用意していきたいと思っておりますので、皆様ご参加の程よろしくお願ひいたします。

8月8日に、中野サンプラザにおいて「かんたん健康ストレッチ」と題して雑学セミナーを開催いたしました。

インストラクターの服部智子先生から自宅でも気軽にできるストレッチや

トレーニング方法を指導していただきました。肩こり・腰痛・姿勢などのお悩みを抱えている方も多く、参加された皆様も真剣に取り組まれ、気持ちよく運動することができました。終了後の懇親会には先生も参加されて楽しい1日となりました。

今後も雑学セミナーでは、様々な企画を用意していきたいと思っておりま

すので、皆様ご参加の程よろしくお願ひいたします。

今年は、5月1日に新元号に切り替わります。昭和生まれの私は二つ前の元号の生まれとなってしまいます。昭和の二つ前の元号は明治です。私にとって明治生まれというとだいぶ年上の方（どちらかといえば歴史上の人物）という印象を持っていたのですが、自分も同じ立場になってしまったことになります。

今年はまた、10月1日より消費税が10%に引き上げられ、さらに軽減税率が導入されます。経理事務が混乱することが予想されますが、東京第一会計職員一同全力でサポートさせていただきます。なんでもご相談ください。

「基礎」は引き続き、皆様のお役に立てる情報を発信してまいります。

本年もよろしくお願ひいたします。

(編集部)

編集後記

あけましておめでとうございます。

末広会は昨年40周年を迎えることができました。これもひとえに皆様方のご支援の賜物と深く感謝しております。